

平成18年第4回佐渡市議会定例会会議録（第1号）

平成18年9月7日（木曜日）

議事日程（第1号）

平成18年9月7日（木）午前10時00分開会・開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 議案第127号から議案第146号まで
- 第6 請願第8号及び陳情第4号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（56名）

1番	松本展国君	2番	大石惣一郎君
3番	本間勘太郎君	4番	中村剛一君
5番	臼杵克身君	6番	島倉武昭君
7番	木村悟君	8番	稲辺茂樹君
9番	金田淳一君	10番	臼木優君
11番	山本伊之助君	12番	浜田正敏君
13番	廣瀬擁君	14番	大谷清行君
15番	小田純一君	16番	末武栄子君
17番	小杉邦男君	18番	池田寅一君
19番	大桃一浩君	20番	中川隆一君
21番	岩崎隆寿君	22番	高野庄嗣君
23番	中村良夫君	24番	石塚一雄君
25番	若林直樹君	26番	田中文夫君
27番	金子健治君	28番	村川四郎君
30番	名畑清一君	31番	志和正敏君
33番	臼木善祥君	34番	渡邊庚二君
35番	佐藤孝君	36番	金光英晴君
37番	葛西博之君	38番	猪股文彦君
39番	川上龍一君	40番	本間千佳子君
41番	大場慶親君	42番	本間武雄君

農業委員会 事務局長	山	本	真	澄	君	消 防 長	渡	辺	与	四	夫	君
保健医療 課長	三	浦	洋	一	君	下水道課長	駒	形	準	三		君

事務局職員出席者

事 務 局 長	山	田	富	巳	夫	君	事務局次長	池		昌	映	君
議 事 係 長	中	川	雅	史	君	議 事 係	松	塚	洋	樹		君

午前10時00分 開会・開議

○議長（梅澤雅廣君） おはようございます。ただいまの出席議員数は56名であります。定足数に達しておりますので、平成18年第4回佐渡市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（梅澤雅廣君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、14番、大谷清行君、41番、大場慶親君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（梅澤雅廣君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期及び日程について、議会運営委員長の報告を求めます。

岩崎議会運営委員長。

〔議会運営委員長 岩崎隆寿君登壇〕

○議会運営委員長（岩崎隆寿君） 今期定例会の会期日程についてご報告いたします。お手元に配付いたしました9月定例市議会会期日程をごらんください。

本日9月7日、本会議。本会議終了後、議会報編集特別委員会と会派代表者会議を並行して開催いたします。

あす8日は、空港、議員定数、行財政改革の各特別委員会です。

次に、来週11日月曜日から14日木曜日までの4日間が一般質問。質問者は16名です。

14日木曜日は、一般質問終了後に学校設置条例の一部改正条例案が追加上程されます。

15日金曜日から21日木曜日まで4日間委員会審査を行い、22日は議員定数と行財政の特別委員会。委員会終了後、議員定数特別委員長報告書の配付となります。

25日月曜日は、午前10時から議員全員協議会。午後3時を目途に各常任委員長報告書の配付となります。

そして、26日火曜日が最終日となります。平成17年度の各会計の決算と二宮財産区管理委員の人事案件の追加上程が予定されております。

会期は20日間となります。

以上であります。

○議長（梅澤雅廣君） ただいまの議会運営委員長の報告に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

ただいま議会運営委員長の報告のとおり今期定例会の会期は、本日から9月26日までの20日間といたしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 異議なしと認めます。

よって、会期は20日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（梅澤雅廣君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付した資料のとおりです。朗読は省略いたします。

日程第4 行政報告

○議長（梅澤雅廣君） 日程第4、行政報告を行います。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） 平成18年第4回市議会定例会に当たりまして、平成18年第2回市議会定例会以降の行政経過についてご報告申し上げます。

初めに、小木直江津航路あり方検討会最終報告についてご報告申し上げます。新潟県、北陸信越運輸局、上越市、佐渡市、佐渡汽船及び有識者で組織する小木直江津航路あり方検討会で7月の10日に最終報告が提出されましたので、ご報告申し上げます。主な内容は、小木・直江津航路の経営改善を図るため、平成18年度から誘客増加の取り組みを行い、平成20年の利用者数を平成17年に比べて15%増加することとし、さらなる経営改善を行い、平成20年の赤字額を4億7,000万円まで縮小するための最大限の努力を行うこと、関係自治体から平成19年度及び20年度に2億円の支援をすること、また今後速やかに民間有識者による経営監視委員会を設置することなどが最終報告として提出されたものであります。詳細については、お手元の資料にございます。

次に、一般旅券発給に関する事務の権限移譲についてご報告を申し上げます。佐渡市では、一般旅券（パスポート）の発給に関する業務について県から移譲を受けることになりまして、平成18年10月から業務を開始いたします。これに伴い、市民の皆さんの一般旅券の発給業務につきましては、本庁市民課市民相談室内に設置する佐渡市旅券センターで手続を行うことができることとなります。旅券申請に添付する戸籍関係書類の申請も含めて、市民の利便性が向上するものと思われます。

次に、国営・県営総合土地改良事業の計画変更手続についてご報告を申し上げます。国営・県営総合土地改良事業の計画変更法手続につきましては、去る7月19日に新潟県知事から農林水産大臣への協議回答を経て、8月7日から8月11日までの5日間の計画概要公告を行っております。また、その5日間に管内10カ所で延べ502名の同意徴集委員に対して同意徴集の方法等について説明会を実施、8月12日から関係農家への同意徴集作業に入っておるところであります。

次に、ふるさと里帰りキャンペーンの実施についてご報告を申し上げます。佐渡観光への誘客を図るため、首都圏在住の佐渡出身者を対象にふるさと里帰りキャンペーンを9月1日からスタートさせ、平成19年3月31日まで実施いたします。これは、首都圏佐渡連合会の会員及びその家族が来島し、本キャンペーンの協賛施設を利用した場合に入館料やタクシー、レンタカーなどの割引が受けられるほか、協賛宿泊施設を利用すると佐渡汽船運賃の割引や定期観光バスなどの割引が受けられるものであります。また、宿泊施

設においては佐渡の食材によるおもてなしや、お帰りには佐渡産の土産も提供されることになっております。このキャンペーン中に、より多くの方々の来島をお願いしたいと念願しているものでございます。

次に、両津小学校アスベスト飛散事故についてご報告申し上げます。平成18年6月30日、両津小学校アスベスト除去工事において、同小学校の一部の児童がアスベストを吸引するという事故が発生いたしました。これは、工事中における安全確認や万一に備えた対策が不備であった不適切な施工管理と市教育委員会、学校始め関係者の危機管理意識の欠如等が被害を大きくしてしまったものであると考えております。事故後は、数回の保護者説明会及び住民説明会を開催し、状況説明やその対策について報告させていただくとともに、全児童を対象とした健康診断等も実施してまいりました。また、県の指導を受けながら、両津小学校アスベスト飛散事故対策委員会を立ち上げ、今後の対策にも取り組んでいるところであります。関係機関の調査の結果、吸引したアスベスト量は最大で1リッター当たり7.4本と推定されており、時間も短時間であったことから、暴露量は微量で、健康被害を起こす可能性は極めて低いとの調査結果でありました。今後は、関係各病院の指導、協力を得て健康管理手帳の発行を行う等、長期的な健康管理について取り組んでいきたいと考えております。

次に、2006佐渡国際トライアスロン大会についてご報告申し上げます。9月3日に2006佐渡国際トライアスロン大会、第10回日本ロングディスタンストライアスロン選手権大会佐渡大会を国内各地から1,464名の参加を迎え入れ、多くのボランティアスタッフのご協力のもとに開催いたしました。本年は、新潟県から中越大震災の復興補助金を受け、低迷する佐渡観光及び国際交流の進展のために、アイアンマンレースのルーツと言われるアメリカ海兵隊員などの米軍選手、男子5名、女子4名の9名を招待いたしました。また、参加者は昨年に比べ、66名増加しており、観光振興や交流人口の拡大につながるものと期待しております。しかし、これまで18回の大会の中で初めてのこととなりますが、Bタイプに参加された仙台市の庄子幹雄さん、63歳がスイム競技中に心臓性突発死によりお亡くなりになりました。ここに謹んでお悔やみ申し上げますとともに、ご冥福をお祈りいたします。なお、ご葬儀には大竹助役が参列させていただきました。今後参加選手の健康状態の把握等について、日本トライアスロン連合と協議してまいりたいと考えております。

次に、平成18年度の企業会計分を除く建設工事等の入札等の状況についてご報告申し上げます。8月末までに発注総数は328件、32億9,887万8,000円、内訳といたしましては、工事で223件、29億185万4,000円、工事関連委託業務で105件、3億9,702万4,000円であります。このうち6月定例会報告後の状況は、307件、30億8,310万8,000円。工事で224件、28億5,870万9,000円、工事関連委託業務で83件、2億2,439万9,000円であります。

最後に、火災の発生件数及び救急出場等の状況につき、6月1日から8月の31日までの間についてご報告申し上げます。まず、火災発生件数ですが、6月2件、7月2件、8月3件で、この3カ月で7件となっております。種類別では建物6件、林野1件で、損害額は1,569万2,000円となっており、件数では前年同期に比べ9件の減となっております。救急出場件数は、6月213件、7月236件、8月281件、合わせて730件となっております。種類別では、多いものから急病が437件、一般負傷108件、交通事故74件、病院搬送62件となっており、件数では前年同期に比べ1件の減となっております。救助出動件数は、6月3件、7月6件、8月5件、合わせて14件で、種類別で多いものは交通事故11件となっており、件数では前年同期に比

べ1件の減となっております。

以上で報告を終わります。

○議長（梅澤雅廣君） 日程第5、議案第127号から……

〔「議長、議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 竹内君。

○50番（竹内道廣君） 第3番目にあります諸般の報告という、今までは報告をしておったはず。ここに定例会の報告というの、私は諸般の報告というのだから、別のことをいうのだかと思っておったら、これをもう通り越しておるのでしょうか。今までは、これは報告しておったでしょう。こういう姿勢はだめですよ。報告はしておったでしょう。配付だけではないでしょう。嫌なことは聞かせない、言いたくないといってやめておるの。だめですよ、これ。

○議長（梅澤雅廣君） 今の件ですけれども、これから報告がございます。

〔「了承」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 次に、報告第13号から報告第18号までを一括して市長の報告を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、報告事件についてご説明申し上げます。

報告第13号から報告第16号までの専決処分等の報告につきましては、議会の委任事項であります損害賠償を専決いたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により、報告するものであります。

次に、報告第17号 株式会社佐渡自然エネルギー研究所の経営状況について、報告第18号 有限会社クリエイトはもちの経営状況につきましては、地方自治法第243条の三第2項の規定により、当該法人の事業計画及び決算に関する書類を提出するものであります。

以上で報告事件についての説明を終わります。

〔「質疑はできますか」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑、あればどうぞ。

竹内君。一括でやってください。

○50番（竹内道廣君） 報告の17号の株式会社佐渡自然エネルギー研究所の経営状況という、この中で質問をいたしますが、とんでもない状況に入っておるのではないのですか。夕張は、この三セク企業のあれで破綻に追い込まれたのです。このうちの実態を見ると、長期借入金が8,300万、累損2,200万、こういう状況になっておるが、この持ち合いを後ろのを見ると、松尾橋梁が50%、佐渡市が50%の株持ち合いでこの企業をやっておるのですが、このままでいくと大変なことになるのではないのですか。見通しどう立てておるのですか、これ。油断なんかしておってはだめですよ、三セクの会社だからなんていったって。長期借入金の8,300万、この返済見通しどうしておるのか、一体。それから、累損が2,270万、この長期計画は一体どうなっておるの、計画は。見通しは、ちゃんと立っておるの。こんなずさんなやり方をしておったら大変なことですよ。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

親松助役。

○助役（親松東一君） お答えいたします。

今ほどの竹内議員のご指摘はごもっともでありまして、私どもも今持ち合いが50%ということですが、長期借入れあるいは負債についての負担は一切しないという方向で今先方と交渉している最中でありま

す。

○議長（梅澤雅廣君） 竹内君。

○50番（竹内道廣君） そんなことができるのですか。50パー、50パーの持ち合いで、負債、長期借入れ、その他のあれについてはうちは一切関係ないと、それで本当に通るのですか。私、そんないい話はないと思うのです。大賛成です。私は、それ処理するためには、私らが持つておるこの半株、これを無償譲渡なりなんなり松尾橋梁にやって、あなた方が後の見ろと言え、これは可能か知らぬけれども、何もしないでそんなこと本当にできるのですか。

○議長（梅澤雅廣君） 親松助役。

○助役（親松東一君） お答えします。

できる、できないはこれからの交渉ですが、私どもはできるという確信で先方と交渉しております。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 猪股君。

○38番（猪股文彦君） 初めての話でよくわからないのですが、もうちょっと詳しく教えていただきたいのですが、これは旧金井町が風力発電をやったと、そして松尾橋梁というところがこの風力発電をつくって設置したというふうに理解していいのかどうなのかというのが1点と、固定資産の機械装置というのが7,900万ありますが、これは減価償却してきているのかどうなのか。そして、平成8年から始まったわけですから、この風力発電というのは、この機械はこのまあいっていつまでもつのか、その辺について教えていただきたいと思います。

○議長（梅澤雅廣君） 親松助役。

○助役（親松東一君） お答えします。

この会社につきましては、一応解散をするという前提で今交渉しております。おっしゃるとおり、当時の金井町のときに風車をつくったと。今負債とか借入れとかという問題のほかに、風車の撤去費用についてどうするかというようなことも新たな課題として浮かんでまいりますので、そういうものを全部含めて今交渉している最中だということであります。

○議長（梅澤雅廣君） 猪股君。

○38番（猪股文彦君） 助役の方針はわかりましたけれども、私のこの質問にはちょっと直接答えていないので、それを飛び越えて解散に持っていこうという、そして先ほどの方針だということであれば、私も了解しますが、そうしますとこれは今年度中に決着をつけるというふうに理解してよろしゅうございますか。

○議長（梅澤雅廣君） 親松助役。

○助役（親松東一君） お答えします。

私どももそのつもりでありますし、先方もできるだけ早い機会に清算をしようというような意欲が見られますので、できたら今年度中に解決したいということで今交渉している最中であります。

○議長（梅澤雅廣君） 浜田君。

○12番（浜田正敏君） 関連してですけれども、これは債務保証はどうなっているのか、それと役員はどうなっているのか、わかりますか。要するに債務保証がなければ、出資金を放棄すれば終わると思うのですけれども、債務保証がどうなっているのか、役員はどうなっているのか。わからなかったらいいです。佐渡市から役員が出ているか。

○議長（梅澤雅廣君） 金子課長。

○企画振興課長（金子 優君） お答えをします。

債務保証については設けていないと思います。

それから、役員につきましては、松尾橋梁から2名、うちから2名ということで役員4名選出をしております。

○議長（梅澤雅廣君） 加賀博昭君。

○56番（加賀博昭君） やめておこうと思ったけれども、答弁が違うから、やります。

それでは、ちょっとお聞きします。この報告第17号の地方自治法第243条の三第2項というのは、一体何を書いてあるのですか。これは、地方自治法第221条の3項というものについて書いてあるのです。それでは、地方自治法第221条の3項とは何ぞやと言え、市が出資している、借入金元金、利子の保証をしている法人と、こうなっておるのです。あなたどこを見ておるか知らぬけれども、これは保証しておるのです。後の借金の何のかんのというのは、保証しておるからこそ、この地方自治法第243条の三第2項でこの書類を提出すると、こう書いてあるではないですか。自分を書いておって、それはそうではないなんていうことはあり得ないのです。まず、これが1点。

議長、ちょっとお聞きしますが、これ全部やらねばならぬのだよね。質問があれば。

○議長（梅澤雅廣君） あればね。

○56番（加賀博昭君） それでは、ついでにやります。

専決処分第9号、これは市役所の緊急車両がサイレンを鳴らして走っておって、事故を起こしたと、こういうものです。ところが、過失相殺、つまり過失割合を見ると、佐渡市が25%、相手が75%とはどういうことなのですか。緊急車両、つまり消防車が赤色灯をやってサイレン鳴らして走っておるときは、すべての車両はそれに道を譲って、ほかの車はとまっておらなければならぬわけではないか。それが事故を起こしたら、佐渡市が25%を持たねばならぬというばかなことはないのです。ちなみに聞くが、ここに私が持っておるのが「判例タイムズ16号」と、これは最も新しい交通事故の過失相殺を書いておる本なのです。持っておるのですか、これを。これで見れば、こんなばかな過失相殺をとられることはない。同じことが専決第10号でも言われる。ここでもまた緊急車両が走っておる最中にどこかのものとぶつかった。そうしたら、やっぱり25%佐渡市が持っておると。一体どここんな交渉をやったのですか。そもそもその交渉の仕方というのを知っておるのですか。これ私はどうしても問題だなと、こう思うのです。

以上、三つについて質問しました。お答えください。

○議長（梅澤雅廣君） 親松助役。

○助役（親松東一君） お答えします。

とりあえず自然エネルギー研究所の経営状況ということでの条文ですが、報告第17号では地方自治法第243条の三第2項の規定により提出するということであります。243条の三の第2項は、普通地方公共団体

は、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを議会に提出しなければならないというような条項に基づきまして、これを提出したということです、ご指摘の債務等々についてはちょっと関連がないような気がいたします。

それから、次の消防につきましては総務部長の方から説明ということでお願いします。

○議長（梅澤雅廣君） 総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

救急車と、それから一般車両との交通事故の関係につきましては、3月の議員全員協議会の中でも説明をさせていただきました。示談の交渉の過程の中では、お互いに共同不法行為、過失があったということで、私ども救急業務だということを申し上げたわけですが、お互いの協議の中で過失割合について相互に歩み寄って示談になったということでもありますので、ご理解を願いたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（梅澤雅廣君） 加賀博昭君。

○56番（加賀博昭君） おれの地方自治法が古いのかどうかわからぬ。よく読んでください。243条の三第2項と。243条の三というのは、財政状況の公表等というのがこの条項なのです。それには解説があって、市が出資しておる、自治体が出資している、借入金元金、利子の保証している法人のことにについてこれを公表しなければならぬ。それは、地方自治法では221条の3項。221条3項とは何ぞやと言え、市が出資している、借入金元金、利子の保証している法人と、それがこの自然エネルギーという法人格の会社になる。そうすれば、これを報告するというのは、つまり市が保証しておるということだから、これを報告しなければならぬと、こう読まねば。そうすれば、自動的に、それは双方示談条項になります。双方が話し合って、これから決めなければならないが、市が保証しておる法人だからこそ、議会に報告しなければならぬと書いてあるのが地方自治法の243条の三第2項ではないですか。これ、今ちょっとあなたの方準備が足らぬわけなのだ。だから、おれの言っておることがぱっと答えられない。しかし、地方自治法にはそうっておるのだから、いずれにしてもそのことは、これは総務委員会で再度説明しなければならぬことかな。その中で私やっぱり明らかにしてもらいたいと思う。今私の言っておることは間違いなし。地方自治法上はそうだということを言っておる。したがって、あなたたちは債務保証しておるかしておらぬかということについては、具体的なあれはないと、こう言っておるけれども、議会に対して243条の三第2項の報告をすると、なぜしなければならないかということについては、この243条の三第2項の説明書きの中で、これは221条第3項の市が保証しておる法人に対してこのことを報告しなければならないのだよと、こううたっておるから、裏から読んでいくと、それは保証しておるのだと、こうなるのだということになる。これは質疑でございますから、といってここで本当はおいてはならぬのだけれども、後の審議の時間も事あるし、これは一般質問と違って見解の相違ということはないのですから、後刻委員会においてその辺のところをよくひとつ乾かしてほしいということにとどめておきます。ただ、いやいや、そうではない、言わせてもらわねばならぬとって言うのなら、私が改めて地方自治法でまた申し上げねばならぬと、こういうことになる。

それから、先ほどの交通事故の過失割合だね。これは、一体相手側の保険会社がどこで、それから市の保険会社がどこで、そこでどういう話し合いをして、こういう過失割合を出したのかということをや

っと明確にしてほしいと、こう思うのです。

○議長（梅澤雅廣君） 齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

私どもの保険といたしましては、新潟県町村会自動車共済の方でありまして、そことも協議をして、過失割合については、当初は私ども過失はないということで交渉を依頼しておったわけではありますが、相手方の方の信号が青であったということ、それからこちらの方で減速をしながら交差点の中に入ったということはあったわけではありますが、その中で過失割合については、先ほど申し上げました25対75ということになったわけであります。相手方の方の保険につきましては、共栄火災海上保険株式会社ということであります。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 加賀博昭君。

○56番（加賀博昭君） 保険会社にも鷹揚な保険会社とかなり厳しい保険会社とあるのです。自治体が加入しておる保険会社というのは、割と鷹揚なところがあると思うのです。私は、ここは大事なところなので、緊急車両というのは法的に優先権を持っておるわけです。赤信号みんなで渡れば怖くないというのではないのです。赤信号だったら、サイレンを鳴らして通れというのが緊急車両に与えられた権限なのです、これは。それで走っておるのだから、青であろうと黒であろうと、そんなことは関係ない。これは、職員の名誉がかかっておるのです。緊急車両の名誉がかかっておるし、それから緊急車両の持っておる緊急性の条件にかかわることなので、これやったのだから、これやった後の事後報告だから、これはもとへ戻すことはできないです。示談やってしまっておるのだから。しかし、少なくとも緊急車両と言え、我々で言えば救急車とか、それから消防車のことなのです。だから、それがこんな過失割合を問われるなどということはあってはならないということで、この機会に指摘だけしておきます。もうやってしまったのだから、これはしょうがないということですが、以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 加賀さん、答弁はよろしいのでしょうか、今の質問からいけば。

○56番（加賀博昭君） 心構えとして、今後どうするかという答弁があるのであれば、やってください。これももとへ戻すことはちょっとできない事件であるから、ただおまえの言うのにはちょっと問題点があるぞ、加賀の発言には問題点があるぞというなら、そういうお答えしてもらいたいし、今後のことについて指摘の件は参考にするというのなら、そのような答弁。

○議長（梅澤雅廣君） 齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

このような事故が今後もあってはならないわけではありますが、不幸にしてそういったことが起こった場合につきましては、今ほどの加賀議員のご意見参考にしながら進めてまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（梅澤雅廣君） 肥田君。

○55番（肥田利夫君） 角度変えていきます。

これ見ると、売り上げが何もないのですよね。ところが、経費が原価、一般管理費含めて50万何がしかかっています。これどういうことであつたのか。

それと、もうちょっと細かくいきます。事務所どこにあるのです。事務所経費だれが負担しているのです。電気も何もつけないでやっておったのですか。一般管理費には通信費と雑費しかないでしょう。こんなずさんな経理、だれが組んだのです。これ市の監査は、これは見るのでしょうか、見なくていいのでしょうか。見たとしたら、どういうことだったのでしょうか。電力費、原価ばかりでしょう。ところが、何もしないのに通信費が約10万かかっていますね、原価で。一般管理費で6万1,000円でしょう。16万の通信費がかかっている。雑費はこれ何ですか。これ11万余りかかっている。売り上げ何もないのです。仕事何もしていないということです。この辺もうちょっとわかりやすく説明してください。

○議長（梅澤雅廣君） 暫時休憩します。

午前10時41分 休憩

午前10時43分 再開

○議長（梅澤雅廣君） 再開します。

答弁を許します。

金子企画振興課長。

○企画振興課長（金子 優君） お答えします。

事務所は、佐渡市役所にございます。実際の管理は、松尾橋梁さんで東京でやっておりまして、この経費につきましては、遠距離でございまして、通信網を使って遠距離操作をしたり、そういうものをしたり、途中で転勤に来たりする費用が雑費というふうに聞いておりますが。よろしく願います。

○議長（梅澤雅廣君） 肥田君。

○55番（肥田利夫君） 事務所が佐渡市役所にあるということ、佐渡市丸抱えですね。もろもろの経費。

さて、さっきのまだ答弁漏れありますね。答弁漏れ。わかっていますか。佐渡市の方ではこれ監査をしなければならないのか、しなくてもいいのかどうなのということと、するのだとすれば監査委員がどういふふうな見方をしたかという、いわんや事務所が佐渡市丸抱えだとなると、これちょっとやっぱりこの決算書そのものには大きな疑義が生じてまいります。もう一回しか言えないので、続けていきますが、どうもこれ今度解散をするのだという先ほどの答弁だったようですが、解散をしたときにこれ非常に大きな赤字が出ますね。これ出資割合に応じて、50%佐渡市が負担をすることになるのですか。長期借入金が約8,400万あります。これどこから借りて、なせる目当てはないでしょう。固定資産、その他流動資産含めて、電話加入権まで含めても8,180万しかないでしょう。どうやって、簡単に解散をする予定だというような答弁をしておるようですが、この辺をどういう分析をして、どういうふうに最後に、間もなく解散をするのだということだが、どう決着をつける予定なのか。予定でいいです。予定しか出ませんから。その心構えを聞かせてください。

○議長（梅澤雅廣君） 菊地事務局長。

○選管・監査事務局長（菊地賢一君） お答えいたします。

ちょっと勉強不足のところもございまして、佐渡市の出資会社ということでございまして、監査可能と、そういうふうに考えます。ただ、今までこの会社につきましては監査は実施しておりません。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 親松助役。

○助役（親松東一君） お答えします。

先ほど竹内議員にもお答えしましたが、今解散に向けて、いわゆる清算に向けて先方と協議中だということです。確かに議員おっしゃるとおり膨大な借金と、それから赤字損失が出ております。そういうことを含め、さらに先ほどお話をしました風車の撤去費用が数千万かかるということで、そういうものを全部込みにして、今先方と話し合いをしている最中だと。感触では、かなり有利な状況で何とか決着ができる見込みだということで、先ほどお話ししましたとおり、今までの経営の分は全部そっちで持ってくれと、ただし撤去費用等については若干うちで持たねばならぬのではないかなというような心構えで強力に今向こうと交渉している最中ですので、少々時間をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 肥田君。

○55番（肥田利夫君） 今監査の事務局から大変なお答えが出ましたね。そうなりますと、監査やっていないというのだから、最初からこれやっていなかったのではなかろうかなと想像をせざるを得ません。これ10年ぐらいたっていますよね。平成8年に設置をしたのだということだから。10年たっていますよね。今11年目。これ最初から監査も何もしなかった。事務局は行政が丸抱え、もちろんそれに係る経費もほとんど丸抱え、市の負担、旧金井町の負担。

さて、まだこのほかにこの種の、今回二つしか出ておりませんが、いっぱいありますよね、決算報告。行政は、それらのものに対する監査は一切していなかったと解釈をせざるを得なくなりました。今の事務局の答弁で。これどうなります。そして、こんな余りいい数字の出ているところがない。しまい、行政はこれをどう締めくくっていくつもりか。行政がかかわっておる、大体50%ぐらいずつかかわっておるから、これらの企業が余り努力をしていないのだ。監査もしない。任せておけばいいのだと。最後には行政が面倒を見てくれるのだという安易な考え方が必ずあるはずです。今までいろんなものを側から見てきましたが、そういった感覚がどうも私には受けとめられてなりません。これらのことを含めて、市長、この後どういうふう to これをやっていくつもりか。この企業ばかりではなくて、あといっぱいありますよね。今まで余り報告というのを聞いたこともない。資料が出されただけですし、質問をしたこともなかった。しかし、今聞いてみたら、これもう大変なのだ。ぽっと聞いたらぽっと答弁できる人がいないでしょう。監査はしていないというのだ。これ所管の委員会で代表監査からもやっぱり意見を聞いて、後刻報告をしていただきたいと思います。佐渡市のこれからの取り組みの心構え、それに対する監査の意見、そういったものを後でやっぱり聞かせてもらわないと、住民はこれ何も知りません。きちっとやっているのだとばかり思っているはず。こういうことでは夕張市になります。いいですか。その辺を肝をきちっと据えて今後対応していくことを望みますが、市長の見解を最後にお聞きます。

○議長（梅澤雅廣君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） ただいまのエネルギー研究所ですか、これについては佐渡市が引き受けてからほとんど機能していない売電の会社です。風力発電をして、それを東北電力に売ると。当初の契約がいろんな制度ができる前の施設であったために、どんどん、どんどん買い入れ価格が安く抑えられてきて、もともと採算が合わない。それから、落雷が続きまして、保険会社がもう引き受けないというふうなことで、

ご存じのように現在とまっております。それで、ただ維持経費だけなのですが、当初に契約書が全くはつきりしないような契約書でございました。それで、最終的には訴訟を打つかということになったのですが、これは内々向こうの会社がある程度補償するということがあったので、話し合いが長引いていったところですが、しかしながら、全く動かないものをあのままにしておくわけにいかない。実際問題みんな丸抱えと言いますが、実質事務所は松尾橋梁がやっております、市の負担はほとんどありません。実際問題としては松尾橋梁がさっきの課内の大きな通信線を使って専用回線でコントロールしているというふうな会社でございました。ただ、そういうのをいつまでたっても残しておくわけにいきませんので、助役にも指示し、できるだけ速やかに問題解決への前へ進めようということになっているわけでございます。そのほかにあるかというお問い合わせでございますが、今言ったようなことは特殊なケースでございまして、余りないとは思いますが、とにかくかつて長い歴史の中で各町村が引きずってきたものはできるだけ早目に解決しようとアクセルをかけているところでございます。ご理解いただきたいと思います。

○議長（梅澤雅廣君） 補足答弁許します。

菊地事務局長。

○選管・監査事務局長（菊地賢一君） 先ほどの私の答弁につきまして、ちょっと言葉が足りませんで、申しわけございませんでした。

監査をしていないというふうにお答えいたしましたけれども、その件につきましては急の話でございまして、以前の金井町の時代からの監査実施状況については、申しわけございません。今のこの場ではわかりません。私が在任してから監査していませんということでもありますので、よろしくお願いいたします。以上です。

日程第5 議案第127号から議案第146号まで

○議長（梅澤雅廣君） 日程第5、議案第127号から議案第146号までを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、議案第127号から146号まで、一括ご提案申し上げます。

議案第127号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度佐渡市一般会計補正予算（第3号）について）。本案は、7月の梅雨前線の影響による集中豪雨で発生した災害復旧のために、公共土木施設災害復旧費で4,056万5,000円を、農林水産施設災害復旧費で2,521万1,000円をそれぞれ追加したものであり、既定の予算に歳入歳出それぞれ6,577万6,000円を追加し、予算総額を460億9,275万5,000円とする予算の補正を行ったもので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、ご承認を求めるものでございます。よろしくご審議のほどお願いします。

議案第128号 佐渡市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について。本案は、地方自治法の一部改正により、同法第234条の三に規定する長期継続契約ができる対象に政令で定める契約を追加できることになったことに伴い、その範囲を定めるために新たに条例を制定するものであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議案第129号 佐渡市佐渡太鼓体験交流館の設置及び管理に関する条例の制定について。本案は、地域の芸能及び伝統文化を伝承して活用することにより、都市との交流を促進し、地域の振興を図ることを目的とした体験滞在型観光をさらに推進するため、佐渡太鼓体験交流館の設置及び管理に必要な条例の制定をお願いするものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（梅澤雅廣君） 暫時休憩します。

午前10時58分 休憩

午前11時06分 再開

○議長（梅澤雅廣君） 会議を再開いたします。

市長、説明を続けてください。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、議案第130号からご説明申し上げます。

議案第130号 佐渡市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、健康保険法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、佐渡市国民健康保険条例の一部を改正するものです。改正内容は、国民健康保険被保険者のうち70歳以上で一定以上の所得を有する者については、本年10月1日から療養の給付に係る一部負担金の割合を現行の2割から3割に引き上げるものです。また、出産育児一時金の給付について、少子化対策の観点で踏まえ、現行の30万円を35万円に引き上げるものであります。よろしくご審議のほどお願いします。

議案第131号 佐渡市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、野高屋住宅建設工事の竣工に伴って、同住宅及び駐車場を平成18年10月1日から管理を開始するため、佐渡市営住宅条例の一部を改正するものであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議案第132号 佐渡市立病院運営委員会条例の制定について。本案は、現在佐渡市に二つある市立病院の運営委員会条例及び運営協議会条例を委員の任期切れに合わせて廃止し、新たに市長の諮問に応じて二つの病院の運営及び運営の合理化に関し、必要な事項を審議するため、両病院を統合した運営委員会の設置に必要な条例の制定を行うものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第133号及び議案第134号は関連した議案でありますので、一括してご説明申し上げます。議案第133号 佐渡市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第134号 佐渡市消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上2議案は消防組織法の一部を改正する法律が平成18年6月14日に公布され、同日から施行されたことに伴い、引用されている消防組織法の条項を改正する必要性が生じたため、佐渡市消防本部及び消防署の設置等に関する条例及び佐渡市消防団設置等に関する条例の一部を改正するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第135号 財産の取得について。本案は、消防本部庁舎及び防災センター建設用地を取得するため、佐渡市八幡地内の面積1万284平方メートル余りについて財産の取得をお願いするもので、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議案第136号及び議案第137号は関連した議案でありますので、一括してご説明申し上げます。議案第136号 新たに生じた土地の確認について（住吉地内）、議案第137号 字の変更について（住吉地内）、以上2議案は新潟県が海岸侵食対策事業（ふるさと海岸整備モデル事業）により施行した海岸護岸用地及び佐渡市単独事業により施行した道路用地の造成工事が完了し、新潟県知事の竣工認可を得たので、地方自治法第9条の五第1項の規定により新たに生じた土地の確認並びに地方自治法第260条第1項の規定による字の区域の変更について、それぞれ議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議案第138号 平成18年度佐渡市一般会計補正予算（第4号）について。本予算案は、既定の予算に歳入歳出それぞれ12億3,562万3,000円を追加し、予算総額を473億2,837万8,000円とするものであります。主な内容について申し上げますと、まず7月の梅雨前線の影響による集中豪雨で発生した災害復旧のための予算を計上するものでありますし、職員の異動等による人件費の補正を今回あわせて行うものであります。このほか総務費では平成17年度決算剰余金の2分の1を後年度の円滑な財政運営のために財政調整基金に1億8,847万8,000円を積み立てるものでありますし、衛生費では病院事業会計への負担金、出資金などで1億6,876万3,000円を追加計上するものであります。また、消防費では消防本部庁舎建設のための用地造成経費として3,000万円を追加し、継続費並びに予算の補正を行うものであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議案第139号 平成18年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、「健康保険法等の一部を改正する法律」が公布されたことに伴い、既定の歳入歳出予算にそれぞれ3億9,716万円を追加し、予算の総額をそれぞれ68億5,732万円とするものであります。その主な補正内容は、歳入で療養給付費交付金を6,916万7,000円、共同事業交付金を3億3,422万9,000円それぞれ増額するものであります。一方、歳出では共同事業拠出金を3億2,578万1,000円、諸支出金を5,766万9,000円それぞれ増額するものであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議案第140号 平成18年度佐渡市老人保健特別会計補正予算（第3号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ101万8,000円を追加し、予算総額を94億3,614万6,000円とするものであります。その主な補正内容は、歳入で一般会計繰入金を101万8,000円増額し、歳出では職員の異動等により人件費を101万8,000円増額するものです。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第141号 平成18年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、平成17年度決算が確定したことによる国及び県負担金、支払基金交付金、一般会計繰入金の精算返還に伴い、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1億279万7,000円を追加し、予算総額を56億849万7,000円とするものであります。その主な補正内容は、歳入で基金繰入金を2,208万8,000円、一般会計繰入金を291万2,000円それぞれ減額し、繰越金を1億2,779万7,000円増額するものであります。一方、歳出では総務費を291万2,000円減額し、基金積立金を3,530万円、諸支出金を7,040万9,000円それぞれ増額するものであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議案第142号 平成18年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ6,460万4,000円を追加し、予算総額を21億7,640万4,000円とするものであります。その主な補正内容は、歳入で国庫支出金を3,000万円、繰越金を2,745万6,000円、諸収入を1,923万4,000円

それぞれ増額し、市債を1,650万円減額するものです。歳出では、国庫補助金の内定した簡易水道事業に6,000万円、補償工事に2,011万4,000円それぞれ増額し、職員の異動等により人件費を1,568万6,000円減額するものであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議案第143号 平成18年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算をそれぞれ3,051万円減額し、予算総額を61億4,479万円とするものであります。その主な補正内容は、歳入では繰入金を3,321万円減額し、繰越金を270万円増額するものであります。一方、歳出では職員の異動等により人件費を3,321万円減額するとともに、漁業集落排水建設費の委託料を270万円増額するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第144号 平成18年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第1号）について。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ150万9,000円を追加し、予算総額を4億4,850万9,000円とするものであります。その主な補正内容は、歳入では平成17年度決算が確定したことに伴い、繰越金を855万2,000円増額し、基金繰入金を704万3,000円減額するものであります。一方、歳出では職員の異動等により人件費を114万6,000円増額するとともに、介護予防サービスが平成18年4月1日から施行されたことに伴い、施設費を36万3,000円増額するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第145号 平成18年度佐渡市病院事業会計補正予算（第1号）について。本予算案は、収益的支出において職員及び臨時職員の異動等に伴う人件費3,069万6,000円を減額補正し、収益的支出の予算総額を32億4,795万8,000円とするものであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議案第146号 平成18年度佐渡市水道事業会計補正予算（第2号）について。本予算案は、収益的収入及び支出について支出の既決予定額を1,769万8,000円減額し、支出総額を10億9,278万7,000円に、資本的収入及び支出について収入の既決予定額を1,700万円増額し、収入総額を12億7,675万1,000円に、支出の既決予定額を76万7,000円減額し、支出総額を20億1,116万7,000円とするものであります。主な補正内容は、資本的収入では老朽管更新事業に伴い、一般会計からの出資金を1,700万円増額し、収益的支出では職員の異動等により人件費を1,846万5,000円減額するものであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（梅澤雅廣君） これより議案の順序に従い、質疑に入りますが、質疑並びに答弁は簡潔に願います。

議案第127号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度佐渡市一般会計補正予算（第3号）について）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第127号についての質疑を終結いたします。

議案第128号 佐渡市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についての質疑を許します。

竹内道廣君。

○50番（竹内道廣君） これは、長期契約をするための条例だと思うのですが、今日まで、これがない時点、どういう契約方式をやってきたのか。毎年毎年契約したというのが正しいと思うのです。どういうやり方

をこれがない時点ではやってきたのか。その次には、長期契約をするというからには、どちらかというと業者有利になると思うのです。長期になるのですから。そうすると、この長期契約をすることによって、我が市はこの条例をつくって長期契約をすることによって、どこがどう利点があるのか。利点も何もないものだったら、各年でやればいい。毎年毎年やればいい。しかし、あえてこの条例をもってやるということは、どこに我が市にとって利点があるのかということを説明いただきたい。

○議長（梅澤雅廣君） 齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

現在長期継続契約につきましては、自治法の中で規定があるわけでありますが、従前は、今出させていただきました議案の関係につきましては単年度で契約を繰り返しておりました。ただ、旧町村の場合、土地の賃貸借等については債務負担を設定をして、契約を更新していたということもありますが、今回の長期継続契約の政令での一部改正によりまして、リース契約あるいは役務の提供等については複数年度にわたって契約できるという条項が追加されたものであります。

この改正によって何のメリットがあるかということでありますが、これにつきましてはある程度継続して契約できることによりまして、安定して契約が続けられるということで、単価が落とせるというメリットがあるのではないかと。事務の効率化と契約額の抑制につながっていくのではないかとということから自治法の改正がなされたものでありまして、我が市もそれにのっとって対応していきたいというところがあります。よろしくお願いいたします。

○議長（梅澤雅廣君） 猪股文彦君。

○38番（猪股文彦君） 二つばかりお聞きいたしますが、施行規則を見ますと、2条の2号の中の設備、機械の運転及び監視というところあるのですが、これは例えば焼却場の運転等も含まれるのかどうか。もし含まれるとすると、今旧両津市の契約はどうなっているかわかりませんが、実質的にはもう十数年同じ会社がやっているのではないかとと思うのですが、そうするとこれは3年以内ということになるのではないかとと思うのですが、実態にそぐわないのではないかとということが1点。

それから、長期契約の場合、この条例の中で、例えば今新聞に騒がれているようないろんな大きな問題が契約している会社が起こったときに、それをチェックするものがこの施行規則にはないと。そうすると、社会的ないろんな問題が起こった会社であっても5年以内は続けるというふうな理解になるのかどうか。この2点についてお伺いいたします。

○議長（梅澤雅廣君） 榎防災管財課長。

○防災管財課長（榎 恵博君） お答えをいたします。

焼却場等の管理等でございますが、当然検討の部分にはなってくると思います。ただ、これもいろいろな部分でその契約ごとに検討して、有利な方向で進めていくという、順次進めていくという方向でいきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、契約の途中で何かあった場合という部分については、特約事項等で一応解除の部分が出てきます。そこで対応していきたいという部分でお願いいたします。

○議長（梅澤雅廣君） 猪股文彦君。

○38番（猪股文彦君） 焼却場のことなのですが、3年よりも5年の方が、有利だということであれば、5

年の方が有利なのです。というのは、あそこがあるメーカーがやったとすると、そのメーカーで十何年やっている。当初私どもが説明受けたときのメンテナンス料が三千数百万が今1億幾らかかっているようになっているでしょう。だから、その辺を考えると、逆に2項の3番がその範疇に入るとすれば、そういうふうにやった方が実態に合っているのではないかということを知っている、どっちが実態に合っているかと。この項を起しているということは、私が言っているのがそこに入るのかどうなのか。例えば焼却場の運転、例えばですが。まず、入るのかどうなのか。入るとすれば、私がここで指摘するように、3年よりも5年の方が、もう十何年続いているわけですから、しかも毎年上がっていると。これは、メーカーの言いなりにならざるを得ないような実態がもう既に見受けられるから、それの方が佐渡市及び市民にとっては有利ではないかということが一つ。

それから、今私が指摘した5年間の間に大きな社会的な問題があったときにはどうなるかといったら、何か特記事項をどこかにつくと、必要な、それは極めて重要、長い間のことです。重要だから、特記事項をつくるならつくるでそのことはこの中に、施行規則の中に入れなければいかぬのではない。これは、自由に、議会がわからないところで市と相手側の業者と特記事項をつくるといっても、どういうふうなことなのか明確にならない。条例以外には議会は明確にならないわけですから、施行規則を出している以上は、それは今の社会的な状況の中では極めて重要な問題だと思うので、単に必要なときに特記事項でやるというふうなわけにいかなくて、すべての契約者に対して同じ条件でやらなければいかぬのではないかと思うのですが、各会社ごとに特記事項をつくるというような問題ではないだろうと思うのですが、その2点についてもう一度ご説明願います。

○議長（梅澤雅廣君） 榎課長。

○防災管財課長（榎 恵博君） お答えをいたします。

まず、焼却場のあれが入るかということですが、2条の2項に入ります。

それで、5年が適当ではないかという部分ではありますが、規則上は一応ほかのものとバランスもありますので、3年という規約にのっとってやらざるを得ないと。ただ、いろんな面で競争がそこに生まれてくれば、いろんな部分でいいなと、そういう部分に持っていきたいという部分もありますので、よろしく願います。

それから、先ほどの特約ということですが、これは規則には定められてはおりませんが、この規則にまたのつとった運用要領というのをつくっていきます。その中で、いろいろの契約事項の中の契約書の中に特約事項という部分を入れることということにしておりまして、そこでは契約が変更したり、いろいろな部分であれした場合には解除ができるというような部分で対応をしていきたいという部分でありますので、よろしく願います。

○議長（梅澤雅廣君） 猪股文彦君。

○38番（猪股文彦君） 条例の提出にしては非常に課長の説明がちょっとあいまいなので、あとは総務委員会にお任せいたしますが、私がここでこれを認めるとしても、実態をよくそれぞれのものを把握しないとだめだと。そして、競争が起きればと言うけれども、起きるわけがない。それは、もう調べてみればすぐわかる。起きるわけがないわけですから、逆にそういうのは5年間で幾らですよという方が佐渡市にとっては有利だ。もし起きておるなら、例を挙げてください。私は、恐らく佐和田の焼却場も両津の焼却場も

競争が全く起きていないでしょう。そして、メンテナンスの料がどんどん上がっている。これは、もうやっていたかなければどうしようもなくなっているから、逆にメーカーの言いなりとは言いませんが、見積もりに合わせていかなければならぬ。だから、5年の分を先に見積もって、そしてやった方がいいから、この2項の3番目は合わない、そぐわない、実態に合っていない。だから、逆にこれは2条の1項めに上げるべきだと、実態論として言うのです。それは、総務委員会でぜひやっていただきたいのですが、もし先ほど総務部長が言うように、これが佐渡市にとってメリットのある、金銭的にメリットのある金額だとすれば、私はそういうふうに考えますが、私の考えが間違っていたら指摘していただきたいし、今もう一度説明をいただきたいと思います。

○議長（梅澤雅廣君） 齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

今回条例で設けておりますのは、大きく分けて二つであります。リースの部分が5年、それから役務の提供が3年ということで、原則それぞれ設けようということであります。特に役務の提供等につきましては、原則として3年以内とさせていただいたわけでありましたが、この期間の設定に当たりましては、技術革新の状況あるいは事業継続の目途、経済変動、それから契約の公平性、競争性を勘案して、適切に設定しようということで3年というふうにさせていただきました。原則3年ということですので、場合によりましては、物によりましてはそれを超えるということもあり得るかと思いますが、今猪股議員のおっしゃった趣旨につきましては、意を踏まえて対応してまいりたいというふうに考えます。よろしくお願いします。

○議長（梅澤雅廣君） 稲辺茂樹君。

○8番（稲辺茂樹君） さきの猪股議員のご質疑に関連した質疑になりますが、この施行する条例の第2条の中の（2）番の件について、この条例が議会に認められた場合、公布の日から施行するというので、これまず実施に当たるのは早急に実施していくのか、まずそこから聞きいたしたいと思います。

○議長（梅澤雅廣君） 齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

この条例の施行につきましては、公布の日からということであります。今現在契約を交わして、単年契約を交わしておるわけでありましたが、当然準備期間というものも必要なわけありますから、契約の方法等につきましては準備期間等踏まえまして、実際この条例に基づきまして契約をするというのは、今現在の契約の終了期間後ということで対応してまいりたいというふうに考えます。よろしくお願いします。

○議長（梅澤雅廣君） 稲辺茂樹君。

○8番（稲辺茂樹君） 今までの質疑の中で、環境関連の設備に対して、施設に対しての業者の契約がこの中に含まれていくというふうなご答弁だったと思いますが、私は環境関連の施設の維持管理に対しては、かなりの金額が歳出されているのではないかと考えております。そしてまた、その契約の締結先というものが島内業者というよりは、島外の業者が多いような実態ではないかというふうに思います。そして、これは毎年決まったようなメンテナンスというような中で業務が行われているのが実態であり、こういう実態の中でやはり島内業者を優先的に育成し、こういう業務を島外に出さない、そういう佐渡市の対応がまず必要ではないかというふうに考えているわけでありまして、この条例の施行とともに実施、

契約に当たりまして、やはりそういった観点から、時間は要すると思いますが、島内業者を育成し、そういうものを優先的にノウハウを育成しながら、優先しながら配慮していくことが佐渡市の内需を押さえていく重要な課題ではないかというふうに思いますが、その辺についてのご検討はされているのか、その辺についてまずお聞かせください。

○議長（梅澤雅廣君） 齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

現在それぞれの業務の中では、単年度契約ということで動いておるわけであります。これをどのような形で持っていくかということについては、これからのお話になりますので、稲辺議員のご意見等も参考にさせていただきたいと思いますが、現在私どもとしては、それぞれ単年度契約で行っている事務事業が佐渡市としてどの程度、どのくらいあるのかということをお調査をしておる、そういう段階でありますので、具体的な契約の相手方をどうするかについては今後の課題にさせていただきたいというふうに思います。

○議長（梅澤雅廣君） 稲辺君。

○8番（稲辺茂樹君） 最後ですが、やはりこういった調査をした上で、私のつかんでいるというか、概算では本当に環境関連においては10億以上の予算がこういう契約、島外業者に委託をされて、運営されているのが実態のような感じに受けとめておりますので、具体的にこれはもう島外に出さない、佐渡市としてもそういう業者を育成する対応がまず第一だと思いますので、その辺重点的に調査し、対策を練りながら進めていかなければいけないというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（梅澤雅廣君） 議案第128号についての質疑を終結いたします。

議案第129号 佐渡市佐渡太鼓体験交流館の設置及び管理に関する条例の制定についての質疑を許します。

竹内道廣君。

○50番（竹内道廣君） 太鼓体験交流館のあれですが、このことについては去年でしたか、さきおととしてしたか、総務文教委員会が現地へ行きました。太鼓体験交流館なるものは、鼓童なくしてあり得ないのだと、こんなものが。鼓童があって初めてこの太鼓館というものがその小木の地に必要になってきて、駆け込みでこれやったのだらうと。しかし、これを通常の施設と同じ運営でやっておったらもたないですよということは既に指摘をしてある、教育委員会には。そこで、これはきちっと鼓童と指定管理でどうこれを運営していくのか。そうでなければ必要のないものだし、やるからにはその方向でやりなさいと言って、総務文教委員会は鼓童とも会っておるのです。現地へ行って。しかし、あなた方はここへ早やこんな条例を出してきて、伝統料理体験室を1時間当たり500円だの、展示室が1時間300円だの、こういう条例をつくって、何を一体したいというの、これ。本来であれば、まず前段で鼓童がどうしたら使い勝手がいいのか、我々は指定管理料を最少に抑えたいと、それにはどうするかが事前にあってしかりでしょう。こんなものをつくっておったら、地元の人にまた使わせるの、これを。これが前提でまたやっているのではないの。そういうもののためにこの施設は必要ないのですよということを言っておるのです、事前に。これは、あくまで鼓童あっての太鼓記念館ですよと、これときちっと先に話し合いをしてからこういう条例をつくるべきではないの。何かこれを見ると、地元の人にまた使わせると、そのためにつくったようなものであるように見受けられるが、その辺はどうですか。

○議長（梅澤雅廣君） 金子企画振興課長。

○企画振興課長（金子 優君） お答えをします。

おっしゃるとおりで、鼓童さんあつての太鼓体験交流館でございます。ただ、ここへ来られる、体験される方については、太鼓だけでは非常にメニューが少ないものですから、あいているホールの中で合間の時間といたしますか、太鼓の間にこういった研修もできるような内容を踏まえております。基本的には鼓童さんの願いをした太鼓がメインということでございますので。それから、この条例の中でも11条で指定管理者に関する管理ということで、指定管理者にすぐ出せるというような条例も入っておりますので、我々は鼓童さんをお願いをする予定ですが、条例としますと、まず管理条例があって、次に指定管理という手順になると思いますので、よろしくお願いします。

○議長（梅澤雅廣君） 竹内道廣君。

○50番（竹内道廣君） これは、ほかのものとは違うのです、これ。さっきも言うように。鼓童でなければ生かし切れない。鼓童でなければこんなもの体験なんかできるわけもないし、こんな施設なんか要らないのです。あくまで鼓童を前提に置いて、鼓童が指導してくれたり、鼓童が体験学習のあれをしたりする前提でやっておるのです。地元の者にこれ使わせるような施設ではないのです、これ。これをぜひ契約をあなた方はこれ早速鼓童とよく話し合って、最も我々にとって有利な指定管理の契約でまず臨むべきです。そうしないと、これは無用の長物です、本当にこんなものつくって。ぜひまず鼓童さんとどういう指定管理でいくのかということを事前にちゃんとやってください。ぜひそういう形でこれを進めてください。またつくって、何にもならぬものになってしまいます、これ。ぜひそういうことでお願いします。答弁はいいです。

○議長（梅澤雅廣君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 議案第129号についての質疑を終結いたします。

議案第130号 佐渡市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

加賀博昭君。

○56番（加賀博昭君） 深くはやりません。わかっておる者が深くやったってしょうがない。

そこで、一つだけお聞きしておきたいのですが、第5条の第1項、これを30万円を35万円に改めると、こういう条項ですが、これは佐渡市の判断でどちらでもなる条項の部分なのですが、5万だけ上げたという理由は何ですか。これは、もうちょっと私は上げねばならぬのではないかと本当は思っておるのですが、その点で5万円の根拠やいかんと、こういうふうにお尋ねしておきます。

○議長（梅澤雅廣君） 清水課長。

○市民課長（清水俊英君） お答えいたします。

療養の給付等につきましては、法律で給付の範囲や内容を定めて保険者に実施を命じているのに対しまして、出産育児一時金や葬祭費につきましては給付の内容、方法等については条例によるということで、あらかじめ都道府県知事に協議して、決めることとされております。それで、出産育児一時金につきましては、本年度から国の給付基準額が35万ということになりましたので、それで30万から35万に改正するというものであります。よろしくお願いします。

○議長（梅澤雅廣君） 加賀博昭君。

○56番（加賀博昭君） このところは、大事なところなのです。国の基準、国はそうすればいいだろうということなのです。これは、少子化対策という地方の政策的にかかわる部分があるのです。したがって、この部分は、出産するには幾らぐらい一体お金がかかるのか。私の聞いておるのは、根拠を明確にせえといったら、国のあれがそうなおるものだから、そうしたということが、それは根拠であろうと思うのです。しかし、少子高齢化時代を控えて、迎えて、やっぱりこういうところは、どんと出すから、産んでくれと、こういうめり張りのきいたやっぱり条例改正やればいいのです。この部分は、国から拘束受ける部分ではないのです。こっちの方から条例さえつくればできると、こういう部分なので、これは考えて、考えるって、条例出してから考えるなんてばかなことありませんが、一体今出産するとどのぐらいかかるのですか。そしたら、少なくともそのくらいは出すから、ひとつ心置きなく産んでくれと、こういうメッセージを私は発すべきだと思うのです。その点どうなのですか。

○議長（梅澤雅廣君） 清水課長。

○市民課長（清水俊英君） お答えいたします。

出産の費用につきましては、40万程度ということで聞いております。それに対しまして国保の方から35万ということで、福祉の方から給付金が5万出るということで、40万というふうに考えております。よろしくお願いします。

○議長（梅澤雅廣君） 議案第130号についての質疑を終結いたします。

議案第131号 佐渡市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第131号についての質疑を終結いたします。

議案第132号 佐渡市立病院運営委員会条例の制定についての質疑を許します。

加賀博昭君。

○56番（加賀博昭君） この点は、附則のところを見てもらえるか。佐渡市立病院運営委員会条例及び佐渡市立相川病院運営委員会条例を廃止すると。全くこれはとんでもないことをやっておると私は思うのです。けさ市長と助役に、これは12日に私が使う一般質問の資料だといってあなたに先に渡してある。このところの質問資料ナンバー2 見てください。これだけ違うのです、相川病院というのと両津病院というのは。両津病院というのは一般病院です。それから、相川病院というのは療養型の病院で、しかもこれは今後かなり急激に変貌していく可能性を持っておるのです。これは、むしろ前の条例で置いて、それぞれの特徴ある形で私はやってもらったらいいと思うのです。これ全く二つとも一般病院であれば、こういう運営委員会をつくるということはまた意味があるだろうと思うのですけれども、これは今非常に病院問題というのは大変なところへ差ししかかっておるだけに、私はむしろ分けておいた方がいいだろうと。これは、一般質問のときにもっと明確にすることでございますが、これを一つにした理由は何ですか。

○議長（梅澤雅廣君） 末武部長。

○福祉保健部長（末武正義君） お答えいたします。

合併時からの両病院の統一的な経営、運営をしたいという念願といいますか、そういうふうな考え方か

ら一本化するというふうに引き継いできておるように認識しておりましたので、一本化する方向でご提案したわけでございます。

○議長（梅澤雅廣君） 加賀君。

○56番（加賀博昭君） それでは、ちょっと聞きますが、あなたたちは両津病院、それから相川病院の運営委員会に今までにどういう諮問しておりましたか。そして、どのような答申を得ておりますか。そのことを聞いてからにします。何もやっておらぬとって、統合すればいいというのでやっておるのではないの、これは。何も聞いていないでしょう、これは。実際問題として。と思うのですが、詳細はあなたからお聞きしたい。

○議長（梅澤雅廣君） 末武福祉保健部長。

○福祉保健部長（末武正義君） お答えいたします。

諮問的な委員会ではないというふうな認識でございます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 末武部長。

○福祉保健部長（末武正義君） 失礼しました。資料がございましたので。

両前委員会とも、諮問に応じ、及び付随する事項の調査研究に当たれると書かれております。どうも失礼しました。

〔「おれの聞いておることじゃないことを言うておるんだがな。議長、注意してくれ」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 暫時休憩します。

午前11時54分 休憩

午前11時55分 再開

○議長（梅澤雅廣君） 再開します。

答弁を許します。

三浦保健医療課長。

○保健医療課長（三浦洋一君） お答えいたします。

諮問の今まで両病院の運営委員会あるいは協議会に諮問されたことは、前年度の決算の見込みとか、それから当年度の予算、そういうものでございます。それとか、診療体制についてとかというようなことでございます。

○議長（梅澤雅廣君） 加賀君、3回目の質問で、よく通じるようにやってください。

○56番（加賀博昭君） それでは、わかるようにやりますから。

私の聞いておるのは、それでは運営方針だとか、そういう運営についてだとかということを諮問したというのだから、これ大事なことです。では、両津病院についてはどうなればならぬというような委員のご意見、答申なんて言うところちょっと大げさになるから、ご意見があったのか、相川病院についてはどうだったのか。そして、今回それを統一して、一本にして、病院運営委員会と、こういうふうにまとめたのはどこにねらいがあるのだと、こう聞いておる。

○議長（梅澤雅廣君） 三浦課長。

○保健医療課長（三浦洋一君） お答えいたします。

今まで行われた運営委員会では、実態としてそういう諮問をするというような内容ではなかったと思います。お答えします。

「そこで、今回一本にするということの意味は何だ、こう聞いておる。その部分だ」と呼ぶ者あり

○保健医療課長（三浦洋一君） 先ほど部長がお答えしましたとおり、合併時の申し合わせもありますし、やはり二つの病院がそれぞれのやり方でやってもうまくないという考えもございまして、一つの条例で動いていくというふうにしたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（梅澤雅廣君） 村川君。

○28番（村川四郎君） 私は、今の質疑に対して全く違う観点から質問させていただきます。

これ市立病院二つ一緒にして、運営委員会つくるのは当然だと思います。現に佐渡の医療は、ドクター不足、看護婦さん不足、それに両市民病院は市の職員ですから、もっと早くこの運営委員会というのは一緒にすべきだった。今までは、両津に運営委員会があって、相川にも運営協議会というのがある。南部の羽茂病院にも運営委員会というのが合併前まであったのです。厚生連ではありますけれども、佐渡の医療を全部考える場合は、当然これは佐渡市立病院運営委員会ではなくて、佐渡市病院運営委員会として、南部の委員も入って、佐渡市全体の病院運営をどうしようかと。両津市民病院とか相川市民病院が佐渡総合病院よりも大きいような中心的な医療をやっている病院であれば、こういう形でもいいのかもわかりませんが、現に両津市民病院が一般病院といえ、わずか3科か4科でしょう。どんな手術ができますか。小児救急とかできますか。ICU、CCUありますか。そういう面から考えれば、やはり佐渡総合病院が当然佐渡の医療の中心となるのは当たり前ですから、そしたら相川、両津、南部地域と病院がそれぞれあるわけですから、経営母体が違って、佐渡全体の医療を考えるという場合は佐渡の全体の病院の運営委員会という形で、どういう運営をしていってほしいかというふうに考える委員会があるのが、これは市民にとっては当然だと思うのですけれども、なぜこれは入らなかったのでしょうか。佐渡市立病院運営委員会だけにしたわけですか。私もこれ一般質問に取り上げていますので、詳しいところはそこでやらせてもらいますけれども、両市民病院だけにしたというのはなぜですか。

○議長（梅澤雅廣君） 末武部長。

○福祉保健部長（末武正義君） お答えいたします。

今議員おっしゃった質疑でございますが、佐渡全体といいますと、県でこのたび決めました2次保健医療圏の任務といいますか、責務のエリアでございまして、やはり県のイニシアチブとか、あるいは僻地医療等々といいますと国、県の重要な責任もございしますので、今後そういうことで、あくまでもこの条例につきましては市立病院の経営を何とかしていこうということの範囲で設置、提案させていただいているものでございますので、議員の今のご意見につきましては、今後県当局等とも検討させていただきたいと思っております。

○議長（梅澤雅廣君） 議案第132号についての質疑を終結いたします。

ここで昼食休憩といたします。

午後 0時02分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（梅澤雅廣君） 会議を再開いたします。

議案第133号 佐渡市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、
議案第134号 佐渡市消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、関連がありますので、一括質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第133号並びに議案第134号についての質疑を終結いたします。

議案第135号 財産の取得についての質疑を許します。

稲辺茂樹君。

○8番（稲辺茂樹君） 本案は佐渡市の消防本部建設のための用地取得ということですが、この土地の取得に当たり、地盤に対する調査をされたのか。そして、その結果はどうだったのかということと、この取得の後、消防本部建設が終了する時期と、そしてその他、八幡、畑野、金井の消防署がそれぞれここに集約されていくわけですが、それについて消防30分、救急15分の最低の基準が守られている立地条件にあるのか、その点についてお聞かせ……

〔「逆だろ」と呼ぶ者あり〕

○8番（稲辺茂樹君） 失礼しました。消防15分、救急30分の規定が守られる地域に立地しているのか、その辺についてお聞かせください。

○議長（梅澤雅廣君） 渡辺消防長。

○消防長（渡辺与四夫君） ご説明いたします。

この場所を選定したのは、条件として消防15分圏道路アクセス、それから冠水のおそれ、用地取得価格、地権者の条件、それから地質、上下水道、高圧送電線、農振除外、自衛隊のヘリパッド等を考慮して選定をいたしました。本来場所を決定する仮契約の前には、地権者の承諾を得て地質調査を実施すべきですが、このたびは近隣で国の施設の地質調査データ、それから国道バイパスの地質データと調査を実施した業者の解析によりまして、当該位置につきましては支持層の深度は調査しないと不明ですが、三間道沿線についてはどこを調査しても40メートル前後の深さまでは支持層がないという解析を得ました。地層については、国道バイパス付近の長木地区は粘土層が予測され、地盤沈下による地盤改良が必要となることが考えられますが、当該八幡地区の地層はほとんどが砂れきと砂の地層であり、地盤沈下のおそれはなく、土壌改良の費用も不要となることから、地質調査を未実施で防災、その他幾つかの防災拠点としての条件をクリアしましたので、位置の選定を行ったものです。先ほど言いました九つの条件、すべてクリアしております。

それから、価格面ですか。当該場所は、1反歩454万円……

本年度からの3年の継続事業でありまして、本体工事終了が20年の秋ごろ、10月ごろを見込んでおりま

す。本格的な運用開始は、21年4月1日からになるかと思われます。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 稲辺君。

○8番（稲辺茂樹君） 消防に要する必要な条件を満たした立地であるということとともに、当該地が砂れきの地質であるということで、建設費等の負担が少ないというようなご答弁いただいたかというふうに理解いたします。

もう一つ、最後に一つだけ質問したいのですが、この面積の中に、先ほどちょっとご答弁いただいたかと思うのですが、明確ではなかったのですが、確認しておきたいのですが、今まさに国はドクターヘリの事業を進めようとしているわけですが、この佐渡の離島という中で、やはり医療の高度化が進む中で、やはりドクターヘリの重要性というものも我々が考えていかなければいけないのではないかというふうに考えますが、この土地の面積、1万284.19平米の中にヘリポートも含まれて建設をする予定なのか、その辺について伺いいたします。

○議長（梅澤雅廣君） 渡辺消防長。

○消防長（渡辺与四夫君） 消防署の敷地内には訓練場が建設予定でございまして、仮のヘリポートについては訓練場内に設置する予定でございます。本格的なといいますか、大災害には自衛隊のCH47級、50トンと言われておりますが、そのヘリコプターが離発着できるという、そういうのは今の敷地には含まれておりません。それも今後どのような状況になるかわかりませんが、防災センターも建設予定をしておりますので、自衛隊のヘリポートも併設できるような立地条件として選定いたしました。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 議案第135号についての質疑を終結いたします。

議案第136号 新たに生じた土地の確認について（住吉地内）、議案第137号 字の変更について（住吉地内）、両議案は関連しておりますので、一括して質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

よって、議案第136号並びに議案第137号についての質疑を終結いたします。

議案第138号 平成18年度佐渡市一般会計補正予算（第4号）についての質疑を許します。

加賀博昭君。

○56番（加賀博昭君） ちょっとわかりにくいのが1点あるので、お尋ねいたします。

ページ数で申し上げますが、40ページ、衛生費の中に病院費があるのですが、これが負担金、補助金と、もう一つは出資金ということで計上されている。そこで、ちなみに病院事業会計補正予算の1号を見ていただきたい。これは、当初一般会計予算の中の繰出金というやつは、病院事業会計の方へいっておさまなければならないよね。ところが、ここの一般会計の繰出金ですが、この中には資本的な繰出金と経常的な繰出金とある。ところが、病院事業会計の方の資本的収入はゼロになっておる。何でこういう処理の仕方をしておるのかと。これは、当然のこととして、本来病院会計に繰り出すべき金というのは当初予算に

私どもは盛りなさいとかねがね言っておるわけです。そうでないと、変な会計がずっと1年間続いていくと、とんでもないところへ行って銭が出てきたりという、あるいは頭から銭足らないという病院会計を組まなければならぬと。今回は、一般会計から繰り出しながら、病院会計の方はゼロというふうにしているが、これは一体会計法、技術上こういう方法をとっておるのか、はたまた何か特別な事情があるのか、ご説明を願いたい。

○議長（梅澤雅廣君） 山本財政課長。

○財政課長（山本充彦君） お答えいたします。

本来であれば、当初に盛ればよかったのですがけれども、当初に財源の余裕がなかったというようなことで半分だけ計上させてもらって、今回半分の分、補正で盛ったということであります。よろしくお願いいたします。

〔「おれの聞いておるのはそういうことじゃない。そんなことは、私初めからわかる。私の聞いておるのは違う」と呼ぶ者あり〕

○財政課長（山本充彦君） お答えいたします。

一般会計の方では半分当初予算で見て、今回半分ということなのですがけれども、病院会計の方では1年分繰り出し盛れるということで、当初予算で計上してあります。

○議長（梅澤雅廣君） 加賀博昭君。

○56番（加賀博昭君） それは、今度はこれちょっとなおややこしいことになるな。つまり銭が入ってこぬのに当初予算では盛ってあるというわけだな、病院の方は。それを9月議会になってきて、銭がもらったのだ。一体その辺の金のやりとりはどうなっておる。それでは、では改めて、そうすると何でそういうことをやるのですか。だから、その辺のところの会計処理はどうやってやっておる。これは、わかりましたというわけに……

○議長（梅澤雅廣君） 山本財政課長。財政課長、的確に答弁してください。

○財政課長（山本充彦君） お答えいたします。

一般会計から病院会計への繰り出しについては、当初予算分しか半期については繰り入れしておりません。今回の補正で、この後半分の分を繰り入れしたいというふうに考えております。

○議長（梅澤雅廣君） 暫時休憩します。

午後 1時46分 休憩

午後 1時47分 再開

○議長（梅澤雅廣君） 再開します。

答弁を許します。

末武福祉保健部長。

○福祉保健部長（末武正義君） お答えします。

ただいま財政課長が説明いたしましたのは、現金の流れの分で説明したわけですが、予算は病院事業会計で1年間を見越して予算を組んでおりますので、ただ一般会計で繰り出すべき財源が全部整わなかったと、予算的に、半分だけを当初予算にのせていただいて、今期残りの半分を予算化していただい

ておるということでございます。

○議長（梅澤雅廣君） 加賀博昭君。

○56番（加賀博昭君） それでは、ちょっと聞きます。

では、当初予算の方で聞くのだよ。当初予算の方の負担金補助交付金というこの部分が、これは経常収支に係る繰出金です。それから、下の病院事業会計出資金と言われる繰出金は、これは資本的収支にかかわる繰出金です。これは、一体どうやってやっておるのだ、処理の仕方は。上の方は経常収支の赤字、黒字を見るときの繰入金、下の方はつまり借金なしをする元金、元金の返済にかかわる繰出金です。そうすると、病院の方は一体それをどういうふうに仕分けして、どういうあれをしておるのか。これ監査委員に聞くというのもおかしいが、監査委員は一体これチェックしておるのかなという話、これはちょっと監査委員のところへにわかに行くわけにはいかぬので、そっちの方できちっとしてもらわねばならぬのだが、一体そうだとすると、病院事業会計の本日までの支出等について議会へ出してくれと、こういう話になるのだが、その辺はどうなのですか。

○議長（梅澤雅廣君） 末武部長。

○福祉保健部長（末武正義君） お答えいたします。

佐渡市病院事業会計の方では、医業外収益としまして他会計からの補助金等で受けてございます。

〔「受けてございますじゃなくて、出しておる方を聞いておるんだよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 補足を許します。

山本課長。

○財政課長（山本充彦君） お答えいたします。

負担金としては企業債の利子償還金を繰り出ししておりますし、出資金については企業債の元金償還分を繰り出ししております。

○議長（梅澤雅廣君） 稲辺茂樹君。

○8番（稲辺茂樹君） それでは、3件ばかり質問させていただきます。

一般会計予算書の21ページ、総務費、2款1項6目の空き家対策事業に20万ばかり計上されていますが、現在空き家対策事業はどの程度進んで、どれだけの効果があるのか。また、今後Iターン者やUターン者に向けた、空き家があってもなかなか貸してくれないとか、そういう事案が見当たるようですが、そういった対応とか、現在の現況についてまずお聞かせいただきたい。

続きまして、同じページで、新佐渡戦略会議の委員報酬15万5,000円を盛っていますが、私のちょっと勉強不足な点があると思うのですが、この新佐渡戦略会議の主たるまず目的をお聞かせいただきたいと思います。

続きまして、バイオマス利活用事業で4,000万強の事業が計上されておりますが、このバイオマスは具体的にどういう、どの種類のバイオマス事業なのか、それをお聞かせいただきたいというふうに思います。

続きまして、ページの33ページで民生費、3款1項8目の健康保養センター費1,365万4,000円の増について、この関連の施設について、私の理解では指定管理者制度にのっとって、これは本年の4月から実施されているというふうに理解しておりますが、その中で温泉管理運営費の中の燃料費の増について、100万

ばかりの増額がありますが、これは指定管理者のうちの施設の中の増額費なのか。あと、修繕費がかなり計上されていますが、この辺についての修繕費の増が780万ばかり盛り込まれていますが、この辺については指定管理者制度における契約事項のどの部分に基づき、この額が執行されていこうという予定でいるのか、その辺の根拠についてご説明いただきたいというふうに思います。

最後です。59ページの小学校管理費、中学校管理費、10款2項1目、10款3項1目の中学校費、小学校費の耐震強度の調査の事業について、500万と300万ですか、計上されていますが、災害は忘れたところにやってくると言われておりますが、この耐震強度の調査は佐渡市の現在の小学校のうちのこの500万、300万のうち何%を満たすものになるのか、その辺についてまず第1回目、お聞かせください。

○議長（梅澤雅廣君） 金子企画振興課長。

○企画振興課長（金子 優君） お答えします。

企画費の方でございすけれども、まず空き家対策でございす。これは、今回計上したものは、空き家を見学に来る方々に2万円を上限で補助を出しております。その補助分で、10件の増加ということでございす。現況でございすけれども、本年に入りまして6件ほどやっております。非常に昨年よりふえておるわけでございすけれども、既に3件が成立しそうといいますか、交渉中ということでございす。非常に空き家自体が少なくなっておるものですから、今ここに登録していただく空き家についても再調査をしております。いろいろ要件等があるのですけれども、空き家としての登録がないと来てくれる方が少ないものですから、現在登録する空き家を再調査をしておるところでございす。

それから、2番目の新佐渡戦略会議でございすけれども、これについては佐渡を側から見たということで、有識者、佐渡から出た方、佐渡にかかわりある方々をお願いをしまして、現在3回の会議を開いております。これは、テーマというのは、つくるのですけれども、具体的には一つのテーマでございせん、いろいろいろいろな方面から佐渡市を見ていただいて、これからの佐渡市に反映をしたいと、皆さんのご意見を聞きながら佐渡市に取り入れをしていきたいというような会議でございまして、この後も3回程度予定をしております。

それから、バイオマスの関係でございすけれども、これは木質のバイオでございまして、現在昨年度からバイオマスで佐渡の廃材、間伐材等の利用の調査をしております。今回の計上したものについては、チップボイラー、間伐材や廃材を利用したチップを利用したボイラー、それからペレットを使った暖房機というようなものでございまして、今回は4,000万については乾燥機を1台、それからボイラーを1基設置をするものです。これは、民間の企業、民間の団体の事業でございまして、我々のところではこれは2分の1の交付金でございすけれども、我々の方で申請等の指導はしておりますけれども、金についてはそのまま団体に入っていくお金でございす。

以上でございす。

○議長（梅澤雅廣君） 末武部長。

○福祉保健部長（末武正義君） お答えいたします。

温泉管理費の関係でございすが、これ両津の湯元館でございまして、8月いっぱいまではシルバー人材センターの運営事業というようなことで委託しておったわけでございすけれども、指定管理者に出さないで、直営ということになりましたので、この健康保養センター費の中へそれぞれ節の項目に事業種類

ごとに分けて、予算の組み替えをさせていただいたものでございます。

修繕料につきましては、ゆとりぴあ真野とワイドブルーあいかわの修繕についてのものです。

○議長（梅澤雅廣君） 児玉学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（児玉 功君） お答えいたします。

耐震化の優先度調査でございますけれども、これは昭和56年以前の建物について、どこが弱い、どの校舎あるいは体育館が弱いかというものの順位づけをするための調査のものでございます。この5月までの段階ですと4.8%の実施率ということでありましたけれども、この調査を実施しますと85.2%に上がるということでございます。あと、この後建築を予定されているもの等を対象にしますと、それと耐力度調査を実施するものということ、それらを入れますと完全に掌握できるというようなことで予定されております。ひとつよろしく申し上げます。

○議長（梅澤雅廣君） 稲辺君。

○8番（稲辺茂樹君） まず、空き家対策の事業からですが、この空き家対策事業は見学者、佐渡へ空き家を見に来る方々の10件の増を見込んでの増額ということで、現況では6件問い合わせがあり、3件が交渉中であるという状況の中で、今実際に空き家対策で空き家をホームページ等で開示しているときに、実際に貸してくれる空き家かどうかということがちょっと不鮮明なのかなというようなことがありまして、この辺についてせつかくある情報なら、まず明確にこの方々に伝わるような空き家の情報を載せる必要があるのではないかと、その辺についての検討されているか。そして、この10件もうあった中で、今後全体で16件になるわけですが、どのような方々のニーズがあるのか、どういう方々にニーズがあって、それによってはどういうチャンネルにそういう紹介、告知をしていけばいいかという計画が立つだろうというふうに思われるので、その辺のニーズはどうなのかということをお聞かせいただきたいというふうに思います。

そして、新佐渡戦略会議、島外の方々から佐渡についてのいろいろなイメージをテーマをつくって話し合われる。3回話し合われた。今後3回の予定で増額だということですが、それについての経過を、会議の経過等をできれば後で資料で提出していただきたいというふうに思います。島内にも佐渡に島外からいらっしゃった方々もたくさんいらっしゃるわけで、そういう方々からの口々には、やはり佐渡の人は佐渡のことをよく知らない、よさを知らないという意見が多いので、できるだけこういうような事業を進める中でそういう情報開示をし、島民にその価値、その認識をしていただくという作業がこの事業には重要な課題となってくるというふうに思いますので、これについての今後の情報開示のあり方についてどういうふうにお考えなのか、お聞かせいただきたいというふうに思います。

あとは、民生費の中で修繕費、ゆとりぴあとワイドブルーということで修繕費780万見込まれているわけですが、1回目の質疑の中で、この修繕費の拠出に当たって、指定管理者の規約の中でどのような規約の根拠でこれが、交渉でこの額面が上がってきているのか、その辺をちょっと明確にご説明いただきたいというふうに思います。

最後に、59ページの中学校、小学校の耐震化の調査率が4.8%から85.2%へということで、今後100%には今年度中に達成するというようなご答弁であったというふうに理解してよろしいのかどうか。

○議長（梅澤雅廣君） 金子企画振興課長。

○企画振興課長（金子 優君） お答えします。

空き家対策に来られた方の様子ということでございますけれども、50代から後半あたりの親子連れが非常に多いです。佐渡に住みながら畑仕事とか、そういうものをやりたいよという方もたくさんおりますし、もう一方では佐渡へ支店等で出張に来られて、そのまま佐渡に住みたいと、こういう方が多いようでございます。我々ですと非常に都市部と、中心街が多いかと思うのですが、逆に少し離れた田舎の方が希望に多いようでございます。ただ、我々の物件の中で田舎の方ですとなかなか手放している方が少ないものですから、その辺先ほどのような中に貸し家と売りという話があったのですけれども、売るということになりますと地権者の同意がなかなか得られていないということで、貸しながら将来的には売っていただくというふうなスタンスがよいのかなと今考えております。

それから、戦略会議でございますけれども、これまでの会議については我々資料ございますので、ぜひ後でお届けしたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

○議長（梅澤雅廣君） 末武部長。

○福祉保健部長（末武正義君） お答えいたします。

施設の性格によって、たしか協定額が違っていたように記憶しているのですが、ちょっとそれぞれの額、今持っていないので、大変恐縮ですが、その協定を超えた修理額ということで対応させていただいたものでございます。

○議長（梅澤雅廣君） 児玉学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（児玉 功君） 補足させていただきます。

先ほど私、順位をつけるというように申し上げたかと思うのですけれども、これ耐震化についての優先度の順位づけということで、実際に細かいところでの耐震化の調査を実施したということではございません。ですから、そういう意味で、耐震化を実施するための順位づけというための調査だということでひとつご理解をお願いしたいと思います。

それと、残りの部分について、私ちょっと言い間違えたかと思うのですけれども、一部今後近々改築計画があるものについては、その85.2%以外の部分に入っておるということで、それらを網羅しておるということでご理解をお願いしたいと思います。85.2%の残りの部分というのがそういうようにご理解をお願いしたいと思います。具体的に申し上げますと、今後近々改築計画があります真野小学校、ことしの調査等をやっております真野小学校であるとかという近々、この三、四年の間に改築を計画あるいは計画を予想しておる部分については今回の優先度調査の対象には入れないで、耐力度調査の対象として今後見ていきたいというように考えております。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 稲辺君。

○8番（稲辺茂樹君） 済みません。どうも私の理解不足かもしれないと思うのですが、もう一回ちょっと耐震の強度調査というか、それについては4.8%の実施率という、いわゆる昭和56年度以前の建物についての調査は4.8%しか達成していないということで、以下の56年以前の建物の耐震調査については95.2%が未了だという理解でよろしいですか。それで、85.2%というのは、これは今回の耐震化の調査のための優先順位を全体の85.2%を網羅して実現し、実施し、そしてその順位をつけた中で、そこから耐震化の調査を行っていこうというための事業だというふうな理解でよろしい。そして、それであるなら、なおさら

耐震調査をして、やはり安全に学べる校舎というのは基本だと思うのです。それは、地域それぞれの防災の拠点にもなっている、体育館はそういうふうになっている部分も多いかというふうに思われますので、ぜひこれは順位もつけて、100%に向けて実施していただきたいと。その100%になるのはいつごろを予定しているのかということで、最後の質疑とさせていただきます。

○議長（梅澤雅廣君） 鹿野教育次長。

○教育次長（鹿野一雄君） それでは、お答えします。

今ほど議員のご質問は、本来きちんとした調査をする耐震のものは現在4.8ということでございます。全国的にこの耐震の関係は、文科省の方はするようにということでやっておりますけれども、新潟県の場合非常にその率は低うございます。それで、県ではいわゆるそれを進めるためにどういう順位でやるか、その順番づけをなさいますと、そういうものも大きな意味で耐震化率のときには一応やったという数字に入れてもいいですよということなのです。ですけれども、それが膨れ上がっておるということなのです。から、まずは優先度調査をして、さきの議会でもお答えしたかと思うのですけれども、市としましては年2校から3校程度の数で実施をしていきたいという、校数ではなくて棟数です。それでやっていきたいということでございます。それ56年以前のものが63ほどある中でやってあるのが3ということで、60ですので、かなり年数がかかるということになるかと思えます。そういう形でこの数字、1棟約20万ということと試算をして、出した数字でございます。よろしくお願いします。

○議長（梅澤雅廣君） 木村悟君。

○7番（木村 悟君） 50ページの3目の観光費、そのうちの51ページで観光振興対策事業で1,121万のうちの誘客宣伝費の補助金800万、実はこれは当初予算で、また別の事業だったのですけれども、佐渡観光協会統合関係事業で同じ金額の800万というのがのっておりました。この誘客宣伝補助金というのは、毎回この800万という数字がのってくるというか、盛られるということになるのか、それともどういう根拠でこのまた800万というのを盛ってきたのかということをまず第1点伺いたします。

○議長（梅澤雅廣君） 伊藤観光課長。

○観光課長（伊藤俊之君） ご説明いたします。

誘客宣伝事業の補助金であります。一つは600万、もう一つは200万という計上なのですが、まず600万につきましては旅行代理店等への来年の、来春の商品づくりへの旅行支援、例えばパンフレット作成あるいは店頭キャンペーン、こういったものへの一定の額を補助するものであります。

それから、もう一つは200万につきましては、ことしの3月に県と、それから観光協会と佐渡市で立ち上げた佐渡観光情報ポータルサイト、それがございまして、それに対して新たに動画コンテンツをつけ加えるというものであります。佐渡のいわゆるイベントですとか、あるいは観光情報を動画で配信するというふうなことで、年間20回のテレビ取材及びコンテンツの作成、それから掲載を含んでございまして、それと、もう一つはBBTVという掲載動画リンクがございまして、そこへの無料配信、それも含めて200万でお願いするというふうなことでございまして、これにつきましては観光協会への補助金として負担をしていきたいというふうに考えております。

○議長（梅澤雅廣君） 木村君。

○7番（木村 悟君） ちょっと最後の方の200万は、観光協会から出すのですか。この800万のうち600万

が、その後200万のDVDとかというのは、こちらの方からまた観光協会にお出しするという考えでよろしいのですか。

○議長（梅澤雅廣君） 伊藤課長。

○観光課長（伊藤俊之君） 200万のものにつきましては、いわゆるポータルサイトが昨年、ことしの春ですけれども、つくりましたけれども、そのポータルサイトが一般的な観光協会の情報になっておりますけれども、さらにそれに島内のいろんな行事とか、例えば花情報ですとか、そういったものを動画で配信したいということであります。それにつきましては、島内の佐渡テレビさんの方から取材を、年間20回程度でございますけれども、取材をしていただきまして、その取材をしたものを配信していくというふうな計画になってございます。それと、BBTVという佐渡国というものが配信されているのを見たことあるかと思っておりますけれども、それは全国配信しておりますけれども、それに対してその情報を一緒に配信していくと。これについては、配信の件数については無制限というふうなことで、200万を計上させていただいております。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 金田淳一君。

○9番（金田淳一君） 同じ質問したかったのですが、先に木村議員に質問されましたので、その1段上の佐渡観光緊急誘客事業負担金、緊急誘客という名前になっておりますけれども、これはどこで負担をして、何をする事業費なのかをお教えてください。

それから、21ページの下の方なのですが、佐渡航路利用促進事業、小木・直江津航路利用促進補助金、けさ市長から小木直江津航路のあり方検討会について説明がありましたけれども、この195万2,000円というものの具体的な使い道等をご説明いただきたいと思います。

○議長（梅澤雅廣君） 伊藤課長。

○観光課長（伊藤俊之君） お答えいたします。

佐渡観光緊急誘客事業負担金という内容でございますが、この9月の1日から12月3日まで、新潟県、それから佐渡市、それから新潟県内の各自治体、観光関連団体等を含めまして、県が中心になったキャンペーンを行っております。これにつきましては、名前はにいがた大収穫祭というふうなタイトルになってございまして、その中での佐渡市分の負担金でございます。

○議長（梅澤雅廣君） 金子課長。

○企画振興課長（金子 優君） お答えをします。

小木・直江津航路利用促進補助金でございますけれども、小木・直江津航路、この12月1日から10%の値上げをします。これにつきましては、佐渡からの旅客の往復割引、それから人が乗る車ということで、これは貨物は抜くのですけれども、これの1割分の値上げ分の負担をしたいというものでございます。

○議長（梅澤雅廣君） 金田君。

○9番（金田淳一君） 51ページのところですが、私はこの緊急という言葉に対して非常に違和感を感じているのですが、先ほどの課長の話ですとにいがた大収穫祭の負担金だということとすると、地震関連で新潟県がやることに対する佐渡市の負担と理解をしてよいのかということをお教えてください。

それから、小木・直江津関係では、けさ市長から説明があったあり方検討会の予算とはこの192万は全

く関係ないということで理解してよろしいですか。

○議長（梅澤雅廣君） 伊藤課長。

○観光課長（伊藤俊之君） お答えいたします。

中越大震災に伴う緊急の事業ではございません。この事業内容につきましては、佐渡市におきましては近畿、それから中国、それから九州、そういった方面からの小木・直江津航路を利用した誘客に対する事業計画をつくっておりまして、その内訳が今回予算に上げさせていただいた内容でございます。

以上でございます。

○議長（梅澤雅廣君） 金子企画振興課長。

○企画振興課長（金子 優君） お答えします。

きょう市長がお答えした中と同じといたしますか、今回運賃の増額については、あり方検討会の中に島民の負担は最小限にするという項目がございます。これによりまして、現在と同じ料金で利用いただきたいという考え方でございます。

○議長（梅澤雅廣君） 肥田利夫君。

○55番（肥田利夫君） 何力所かお伺いいたします。ページの若い方から順次お聞きしますので、係の方、その旨メモしておいてください。

まず、14、15、これ主に奇数ページでいきます。15ページ、上から2段目の社会教育指定寄附金60万円、これどなたとって、なかなか名前が出にくかったら、どういうものなのかということ。

それから次に、13節ですか、失礼しました。その上の、ついに半年前のやつが出てきましたね。目黒町財産区特別会計繰入金、これはこっちで繰り入れるのだから、出した方がなければならないというのが私の持論ですし、物の本にもそのようになっておるようでございますが、これが特別会計がないということ、これ3月定例会のときと同じパターンでございます。

さてそれから、ずっと下へいきまして、総務費の雑入、一般職の手当返還金247万8,000円でございます。これ一体何だったのか。ちょっとわかりにくいので、内容説明を願います。

それから、ずっとめくります。23ページ、一番下、財政調整基金積立金、これ47万8,000円と8,000円の位まで出ておるのですが、財源を見ると一般財源だということなのですが、これ利子収入があったわけでもなしということで、何が原因で、何でこの端数、8,000円の位まで出した根拠なのか、聞かせていただきたいと思います。

それから、その次のページ、25ページ、賦課徴収費、ここで尾花崎地区の国土調査修正委託料の増というのが出てきております。これ前からこの国調の修正があるはずなのですが、以前の答弁によりまして、国調とは確たるものであるというふうに私は答弁をもらっておるのですが、何回でもこうやって出てくるというのは、一体国調何だったのだろうなという気がするので、その詳細の説明を願います。

それから、その下の過誤納金の還付金の増500万、それに伴う加算金10万円、これ一体何だったのだろうか。大体わかるような気はするのですが、そっちの方から聞かせてください。

それから、もうちょっといきましょか。先ほど加賀議員の質問されたことにある意味では関連いたします。41ページ、病院費、負担金補助及び交付金、それと投資及び出資金のところ、これはどっちなのだい。これ両方説明では重なっているね。こちらでは、一般会計では出してあります。出した以上、もら

う方がなければならぬのですけれども、これは後でまた当然出てきますが、病院会計では今回ゼロなのです。何か先ほど聞いておると、病院会計の方は当初予算のときに全部盛ってあったのだというような答弁でございますが、これは当初予算書はうちへ行って調べてみないと、たしかそうではなかったような気がするのですけれども、これは調べてみないとわからないのですが、さて出す方が当初予算では少なかったもので、これで補うのだというような答弁でございました。病院会計の方ではもうこれを含んだものが歳入にあったというふうにさっきの説明では私は受けとめておるのですけれども、さてこれを加えると、当初予算分にこれを加えると総額で幾らになるのか、そのことを聞かせてください。

とりあえず以上、1回目はこれで終わります。

○議長（梅澤雅廣君） 坂本生涯学習課長。

○教育委員会生涯学習課長（坂本孝明君） 15ページの指定寄附金のことについてご説明させていただきます。

これにつきましては、私どもの施設の方へ2件ほど、金額にして50万円と10万円ほど、使い方を指定して寄附金をいただいたものであります。歳出の方ですが、61ページの図書館費の方に40万円と10万円ほどここへ支出の方で計上させていただきました。これにつきましては、市内の小木の方からご寄附をいただきました。それで、残りの10万円につきましては、63ページの総合多目的施設の中で中央文化会館の利用者の方、これ新潟市の方ですが、そちらの方へ機材の購入に充ててほしいということで10万円ほどご寄附をいただきました。

以上でございます。

○議長（梅澤雅廣君） 山本財政課長。

○財政課長（山本充彦君） お答えいたします。

15ページの目黒町財産区の特別会計繰入金については、選挙がなかったというようなことで経費が要らなかったということで、繰出金の方を落としました。

それと、23ページの財政調整基金の関係なのですけれども、繰越金の半分を基金に積み込まなければならないというような地方財政計画の方でありますので、端数まで、その繰越金の半分、要は切り上げて半分、端数まで積むということで計上させていただきました。

○議長（梅澤雅廣君） 齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

先ほど目黒町財産区の関係についての補足しての答弁をさせていただきますが、かねて肥田議員の方からは目黒町財産区の関係については別途わかりやすい形がいいのではないかなというようなお話等もございまして、そのことにつきましては前回どういう形がよろしいかということで回答を申し上げます。参考資料としてわかる仕組みをつくっていきたいというふうに考えております。

それから、もう一つ、一般職員の手当の返還金であります。これは職員の扶養手当についてであります。過年度分の扶養手当についての返還ということでございます。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 粕谷市民環境部長。

○市民環境部長（粕谷達男君） お答え申し上げます。ページで申し上げますと、25ページの賦課徴収費の

関係でございます。

1 点目は、尾花地区の国土調査の修正委託料の関係、787万5,000円でございますが、これにつきましては税務課の方で金井の尾花地区につきまして、従前の30年代から登記をしてきたわけでございますが、現実的には従来の平面測量、いわゆるテープを使った測量と現在のコンパスによる測量によって、いわゆる誤差というものが、数十センチの範囲でございますけれども、そういうものが出ておりまして、計画的にこれを地権者立ち会いのもとに修正を図ってきたところでございます。今回につきましては、既に18年度当初に佐渡病院の駐車場から国道に向かっての地区をやっておるわけでございますが、これに加えて私どもの本庁舎のあるところ、国仲線といひましようか、国仲線を通っておるところから本庁舎の方に入った地区で新畑線ですか、畑野へ行く道路、それともう一つは農協のライスセンターでございます、その道路、それと新保川の内側の部分でございますが、その部分について追加調査をしたいということで今回お願いしているところでございます。

それから、もう一点の過誤納金の関係で500万、これを一応お願いしておるところでございますが、肥田議員ご指摘の分もいろいろ含んでおるわけでございますが、内容的には一番大きなものが実は法人市民税の関係で、いわゆる予定納税をしたものが確定申告によって減額になったものが大きくございます。金額的には1,000万を超えた業者も1件ございますし、それから300万あるいは200万近いというような形の確定がございまして、結果的に予算が不足するということで今回500万お願いしたという、こういう経過でございます。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 末武福祉保健部長。

○福祉保健部長（末武正義君） お答えいたします。先に後の方の質問からご説明するとわかりやすいと思いますが、それでいきます。

総額、公営企業会計の病院事業会計、6億8,484万7,000円でございます。これが一般会計から繰り出すべき額の総額でございます。そのうちの両津病院を中心に、先ほど2分の1というような説明がありましたが、それぞれの関連の2分の1程度、残り1億6,876万3,000円、今回補正していただいたということなのですが、一般会計の方で予算繰りが当初予算段階でなかなか見通せなかったということで、本来ですと当初予算でいただかなければいけない形なのでございますが、資金繰りのことでこういうお互い会計の了解をさせていただいて、予算化したものでございます。

○議長（梅澤雅廣君） 肥田利夫君。

○55番（肥田利夫君） いっぱい言ったら、自分でもどこだったか忘れたところもありますが、一番メインにしておるところ、15ページですが、目黒町財産区、相手になる特別会計、何か今の部長の話ですと説明をしたというのですが、どこで、どなたに説明をしたのか。質問をし、指摘をしておる私のところへは、どなたも何らの説明も回答も今日に至りしも来ておりません。どこでどういうことをあなた方はやってきたのかわかりません。よく考えてみると、その時間さえ過ぎれば、それで、はい、事足りるという体質が非常にうかがえるのですが、極めて残念です。そうはいつでも資料持っているのです。よそから入手をして。公式に何らの回答も説明もいただいていない。こういう行政でいいのかどうなのか。市長、よく聞いておいてください。適材適所に配置をした職員であるはずが、半年たってもまた指摘をされなければなら

ない。これが正しいかどうか、よく考えていただきたいと思いますし、これは後でまたそれぞれの所管の委員会に付託をされるはずでございますので、所管の委員会ではきちっとやっていただけるものと思っております。ただ、私が指摘をしてきておる意味が委員会の皆さん、失礼ですけれども、おわかりいただいているかいけないかということには、今日までの経過を見聞きしておりますと、非常に疑問です。委員長、しっかりしてください。今度はきちっとやります。理解ができないままに時間だけ過ぎてもらったのでは困るのです。

あと、国調の関係、これどうなのですか。以前は、国調はもう確たるものであるという答弁をいただいておりますけれども、尾花崎というのは誤差だということなのですが、この地区だと、どういう手順を踏んでいくと、こう何回でもやり直してもらえるのか。ある地区によっては、全然取りつく島がないでしょう。こういう行政というのは、一体どこで、何が原因でこんなふうに行われてきておるのか。あなたが言うのは聞くけれども、おまえが言うのは知らないよというような行政であっていいのかどうか。これが問題なのです。

あと、病院費の関係は6億8,484万7,000円ということでございますので、うち帰って確認してみますが、この数字が病院会計の方ではもう既に当初予算で盛られておったというふうでよろしいのですわね。わかりました。

では、総務部長、目黒町ののをもうちょっとわかりやすく、あなたどこかに説明してあるというのですから、今ここで私にも聞かせてください。

○議長（梅澤雅廣君） 齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

目黒町財産区の関係、これは目黒町財産区というよりも、一般的な財産区の会計に対する考え方ですが、この財産区につきましては議会制をとっておるということでありまして、県の方とも協議の結果、これについては財産区議会というところで審議をするということで、この佐渡市議会の方には審議をしなくてもいいといいますが、審議をした結果について、この一般会計の方に計上するのだという仕組みのものであります。このことについては、先般の総務委員会の中で説明をさせていただきましたが、まだ肥田議員の方には説明が行き届いていなかったということでもありますので、後日また説明をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 肥田君。

○55番（肥田利夫君） 前回総務委員会に云々という、私もよそから入手してあります。これ、総務部長、いいですか。質問が違ふと答えが違ってくるのです。あなたが質問をしたこのことは、私が聞いておることとは全然別個のことです。これは、このまま確かにそうです。これ県から回答が来たというのですが、これが本物かどうかということもわかりません。回答は極めて簡単ですよ。照会者の意見のとおりとの回答が市町村課行政係主任から回答があった。どんなことだか、ちょっと中身もわからぬ。その上の照会のこと等を読んでみると、あなたが私の言っておることを理解をされていない。こういうふうな質問をすれば、そうですという回答来るの、私でも出します。いいですか。さっき言ったでしょう。出す方があれば、受け入れる方がなければならない。受け入れる方があれば、出した方がなければならない。いいです

か。ここにあるのです。繰入金を計上した場合は、繰り入れる特別会計の歳出の繰出金の金額と一致しなければならない。これ逆にいくと、繰り出しがあれば繰り入れる方のものがなければならないということですよね。いいですか。市長、助役、よく聞いてください。前のときには繰り出しがあったけれども、繰り入れる目黒町財産区特別会計というものは佐渡市にはなかったの。今回は、目黒町財産区、選挙がなかったから、金が余ったから、返しますよと言ってきたわけだ。向こうが繰り出しがなければならない。あるいは、繰り入れを減額してくるか。こっちの特別会計がないから、わからないの。総務部長は、非常にお偉くなっておられるから、目黒町財産区の特別会計、それも自分で持っているのでしょう。だから、そういうふうな言い方をされるのだと私推測します。私は、佐渡市の議員ですから、佐渡市の会計の中に目黒町財産区特別会計というものをこの間条例でつくったのです。あと3カ所ありますけれども、財産区で議会をとっているところが4カ所あります。そこの特別会計は、佐渡市でもつくってあるのです。ところが、予算書、決算書にはそのことが出てこない。聞くと、目黒町財産区にあるから。目黒町財産区はよその、よそのことを私は言っているのではない。佐渡市のことを言っているのです。そのことが理解をされていない。だから、こういう質問を県へ送ったら、そのとおりですと。そうだね。よそのことをやるのではないの。目黒町財産区の特別会計について、私ども市がとやかく言おうとは思いません。言うすべもないのです。必要ないし、権限もない。だとすると、ところがこちらには……

○議長（梅澤雅廣君） 肥田君、発言中ですが、簡潔にお願いいたします。

○55番（肥田利夫君） 簡潔にって、あなた聞いていてわからないのですか、これ。いいかげんにしてくださいよ。これだけわかりやすく言っていて、それわからないのですか。

○議長（梅澤雅廣君） 再度申し上げます。

質疑の域を出ていると思いますから、簡潔にお願いをしたいと言っております。以上です。

続けてください。

○55番（肥田利夫君） シャベるな、シャベるなという議事運営ばかりやっておるから、変なことになるのです。

○議長（梅澤雅廣君） 質疑の時間ですので、ご理解ください。

どうぞ。

○55番（肥田利夫君） では、やめます。

○議長（梅澤雅廣君） 発言を封じたわけではないのです。続けてください。

〔「やめます。後でじっくりと今度やります。議長の議事運営だめだよ、そういうのは」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 議案第138号の質疑を終結いたします。

議案第139号 平成18年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第139号についての質疑を終結いたします。

議案第140号 平成18年度佐渡市老人保健特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第140号についての質疑を終結いたします。

議案第141号 平成18年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第141号についての質疑を終結いたします。

議案第142号 平成18年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第142号についての質疑を終結いたします。

議案第143号 平成18年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第143号についての質疑を終結いたします。

議案第144号 平成18年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第144号についての質疑を終結いたします。

議案第145号 平成18年度佐渡市病院事業会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第145号についての質疑を終結いたします。

議案第146号 平成18年度佐渡市水道事業会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第146号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第127号から議案第146号までは、お手元に配付いたしてあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第6 請願第8号及び陳情第4号

○議長（梅澤雅廣君） 日程第6、請願第8号及び陳情第4号を議題といたします。

今期定例会において本日までに受理した請願及び陳情は、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

○議長（梅澤雅廣君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、11日月曜日午前10時から一般質問を行います。

本日はこれで散会します。

午後 2時52分 散会